

エコライフDAY2014の取組結果

エコライフDAYは、家庭の二酸化炭素排出量削減を目指し、省エネ・省資源の生活を1日体験する取組みです。

何気なく過ごしている生活の中でも、心がけ次第で二酸化炭素排出量を削減することができます。

問合せ 環境課 (48) 0331

FAX (48) 2226



ので、取組みとしては一定の成果があったと思われます。

▼項目ごとの取組状況

項目ごとの実施率では、高い項目から順に、

① 冷蔵庫の扉は、すぐ閉めた

91・2%

② 市町村のごみ出しルールにしたがって分けた

90・8%

と、上位2項目までが90%を超える結果となりました。

また、一番実施率が低かった項目「テレビ画面の明るさを下げた」でも21・9%と、実施率が20%に満たないものはありませんでした。

テレビは部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴しましょう。最近の機種には明るさセンサーがあるものも多く、明るさセンサーをONにすることで、部屋の明るさに合わせて、適切な明るさとなるよう自動的に設定されます。

▼みんなでエコライフを

家庭では、さまざまなエネルギーが消費されます。その中でも二酸化炭素が多く排出されるのは電気です。経済産業省「上手な省エネの方法」のサイトでは、エアコンやテレ

ビなど省エネ家電の選び方や効果的な使い方が紹介されていますので、ご活用ください。今後、家庭におけるエコライフスタイル推進にご協力をお願いします。

※エコライフDAYの取組結果

の詳細については、市ホームページ(<http://www.city.saito.lg.jp/>)で公表しています。

ムページ(<http://www.city.saito.lg.jp/>)で公表しています。

います。

今すぐできるエコライフ項目 ※()内は1日に減らせる二酸化炭素量

▼エアコンのフィルターを掃除した。(116 g・ひと夏で805円の節約)

▼テレビ画面の明るさを下げた。(30 g・1年で683円の節約)

▼テレビなど家電製品を使わないときは、主電源を切ったり、コンセントからプラグを抜いた。(62 g・1年で1,411円の節約)

▼野菜などの食料品は近くの産地のものを買った。(44g)

▼お風呂の残り湯を洗濯に使った。(16 g・1年で3,466円の節約)

▼出かけるときは自動車に乗らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した。(309 g・1年で3,668円の節約)

公共下水道の普及にご協力ください

早期接続を

10月末日現在、市街化区域面積の約50・8%の区域で公共下水道が利用できます。

公共下水道は、みなさんが利用して初めて、その機能と効力が発揮できるものです。

公共下水道を利用できる区域内に建物を所有し、まだ接続していない人は、ぜひ、接続換えをお願いします。

雨水は絶対流入させない

雨水は公共下水道(汚水管)に流せません。雨水が大量に流入すると、汚水が逆流し、トイレなどが使用できなくなったり、マンホールから汚水が溢れ出すこともあります。

※汚水マスのふたが壊れている場合は、早急に修理をお願いします。

※配管に誤りがある場合は、至急改善してください。

下水の水質改善にご協力ください

▼油を流さない

流入した油分は下水道管に固着し、詰まりの原因になります。使用後の油は固めて「燃やせるごみ」として処分するなど、下水の水質改善にご協力ください。

また、飲食店などで油の回収器を使用している場合は、定期的な点検・清掃をお願いします。

▼悪質業者にご注意を

市内で宅地内排水設備の点検・清掃が義務付けられているような内容で、清掃などを請け負う業者が見受けられます。各家庭の排水設備の点検・清掃は、個人の責任で行うものであり、義務付けられたものではありませんので、ご注意ください。

問合せ 下水道課 (47) 33

40・FAX (48) 0120

みんなで築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

人権を考える「県民の集い」

と き 11月29日(土)午前9時30分～午後3時30分

ところ 加須文化・学習センター「パストラルかぞ」
(加須市上三俣 2255)

内 容 高橋元太郎氏(俳優)による講演会、啓発資料展示、ビデオ上映、人権相談、アトラクションなど
※入場は無料、事前申込みは不要です。

問合せ 埼玉県人権推進課 048(830)2258



「女性の人権ホットライン」強化週間

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、女性をめぐるさまざまな人権問題について、多くの人にご利用いただけるよう、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設定し、専用相談電話による相談を受け付けます。

と き 11月17日(月)～23日(日)午前8時30分～午後7時

※11月22日(土)・23日(日)は午前10時～午後5時

相談ダイヤル 0570(070)810

相談者 法務局職員、人権擁護委員が対応します
※秘密は厳守します。

問合せ さいたま地方法務局人権擁護課 048(859)3507

人 権 相 談

毎月、市役所の会議室を会場に人権に関する相談をお受けしています。

お悩みの人は、ご利用ください。

と き 11月13日(木)

午前9時30分～正午

ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室

問合せ 人権推進課 (43)1111 内線162

FAX(44)0257

ふるさと納税 ありがとうございます

「ふるさと納税制度」は、自分のふるさとや応援したい地方公共団体へ寄附した場合に、個人住民税の一部が控除される制度のことで、市では、平成20年度から受付を開始し、毎年、市内外を問わず、多くのみなさんからのご寄附をいただいています。

市では、ご寄附をいただいた人に、感謝の気持ちを込めて、【特選 幸手のこしひかり(新米)】を贈呈しています。幸手市は、土壤に恵まれているため、お米がおいしいと好評をいただいています。

今年も10月から平成26年産の新米の発送を開始しました。今後ご寄附をいただいた場合には、12月以降に新米をお届けする予定です。

▼平成26年9月寄附者数 448人

▼平成26年度寄附者数 3,199人

▼平成26年度寄附金額 3,240万6,200円

※寄附金の受付状況は、市ホームページ
(<http://www.city.satte.lg.jp/>)に掲載
しています。

問合せ

税額控除以外全般

財政課 (43)1111 内線252・FAX(43)3783

寄附金に対する税額控除関係

税務課 (43)1111 内線132・FAX(43)1125